

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 （中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）	
税 目	所得税（租税特別措置法第 28 条第 1 項第 2 号） 法人税（租税特別措置法第 66 条の 11 第 1 項第 2 号、第 68 条の 95）	
要 望 の 内 容	<p>中小企業の連鎖倒産への備えを充実させるため、中小企業倒産防止共済制度による共済金貸付の限度額を引き上げ、これに伴い、共済契約者が納付する掛金の限度額を引き上げる。引上げ後においても、引き続き、共済契約者が納付する掛金について、必要経費算入又は損金算入の特例を適用する。</p>	
	減収見込額	295 百万円 (3,489 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

経営基盤が脆弱で、経営環境変化の影響を受けやすい中小企業者の取引先の倒産による連鎖倒産を防止する。

なお、本共済制度は、取引先の企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態の発生を防止するため、相互扶助の精神に基づき、中小企業者（共済契約者）の拠出によって共済制度を確立し、取引先が倒産した共済契約者に対して、拠出した掛金の総額（以下「掛金総額」という。）の10倍又は回収困難となった売掛金債権の額のいずれか少ない額を無担保、無保証、無利子で貸付けを行うもの。

(2) 施策の必要性

中小企業が取引先の倒産によって回収困難となる売掛金債権額の高額化を踏まえ、本共済制度が引き続き連鎖倒産を防止するセーフティネットとして十分に機能するためには、共済金の貸付限度額を引き上げる必要がある。これに伴い、共済契約者が納付する掛金の限度額を引き上げる必要があるところ。この場合においても以下に示すような本特例措置の必要性に相違はなく、同様の措置を適用するよう拡充する必要がある。

連鎖倒産は、取引関係が鎖状に連なる中で、いずれの取引を起点としても生じうるリスクである。このため、中小企業全体の連鎖倒産のリスクを軽減させるためには、可能な限り多くの中小企業者の加入を促進する必要がある。しかしながら、納付済掛金の権利消滅を条件に共済金貸付を受けるという制度への加入を幅広い中小企業者に求める際に、結果として戻ってこない掛金が、それを拠出する時点で損金等の扱いとならない場合には、資金面で十分に余裕のない中小企業者の加入意識を著しく損なう。そのため、国としても税制上所要の措置を講じ、このような中小企業者の加入促進を図る必要がある。

また、本共済制度は、取引先の倒産によって売掛金債権が回収困難となった中小企業者に対して、共済契約者の信用力の如何を問わず、リスクの高い中小企業者に対しても無担保・無保証・無利子で迅速に貸付けを行うものである。そのため、いわゆる取引先の倒産の被害に遭って、資金的に窮乏している中小企業者に対して貸付けを行う制度であることから、貸倒率が非常に高い。

本共済制度の高い貸倒率は、共済金貸付額の10分の1の額の権利消滅と積立金の資産運用で補填されている。このため、本共済制度の財政基盤の安定化のためには、ある程度の加入母集団を確保し、掛金の資産運用により貸倒を補填することが必要不可欠である。そのため、加入のための税制上のインセンティブを引き続き付すことが、制度の自立及び安定のためにも必要不可欠である。

また、貸倒率が高いことにより、民間が本共済制度を実施することは採算の面から困難であり、この点においても中小企業者のセーフティネット整備のために国が行うべき政策である。

		<p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>本共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共済契約者が拠出する掛金によって運営することを基本としており、制度運営上必要となる掛金の拠出負担は、共済契約者が負うべきものである。しかしながら、当該掛金に係る共済契約者の権利は、貸付けを実行した際には、貸付額に応じて消滅する仕組みとなっており、最終的には、共済契約者にとっての費用として処理される性格のものであるところ、税法の本則によれば、拠出段階では費用として処理できない。本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、本制度を継続的に安定して運営していくためにも長期的に本特例措置を行うことが政策目的に照らし、有効であり、妥当である。</p> <p>なお、共済契約者が納付する掛金の限度額を引き上げる場合においても、上記における本特例措置の妥当性に相違はなく、同様の措置を適用するよう拡充する必要がある。</p>
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
	政策の達成目標	<p>中小企業が安定した経営を行える社会を目指す。</p> <p>具体的には、経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすい中小企業の取引先の倒産による連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済制度の共済契約者を増加させるとともに、安全・確実に運営する。</p> <p>【指標】中小企業倒産防止共済制度の加入件数 平成 21 年度から平成 25 年度までの間で合計 77,000 件(単年度平均 15,400 件。独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の中期計画(独立行政法人通則法第 30 条に基づく。平成 21 年度から 5 年間の計画。)で掲げている指標。)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本共済制度の実施主体である中小機構が本共済制度の事務や広報等を行うための、中小企業倒産防止共済勘定としての国からの運営費交付金(平成 22 年度要求 782,399 千円)。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国からの運営費交付金は、本共済制度を行うための事務等の経費に充てられており、本共済制度の貸付等の基金については、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共済契約者から拠出される掛金を原資に運営されており、国からの補助金は充てられていない。

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>制度発足以来、25.7万件、1兆8千億円の資金の貸付けを行い、中小企業者の連鎖倒産防止に貢献し、中小企業の経営の安定に寄与している。</p> <p><参考> 平成16年度：貸付件数4,738件、貸付金額349億円 平成17年度：貸付件数3,901件、貸付金額300億円 平成18年度：貸付件数3,288件、貸付金額259億円 平成19年度：貸付件数3,584件、貸付金額297億円 平成20年度：貸付件数5,391件、貸付金額487億円</p>
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>過去5年間の在籍者、掛金納付額、減税規模</p> <p>平成16年度：在籍件数321,753件、掛金納付額453億円、減税規模：38.7億円 平成17年度：在籍件数309,643件、掛金納付額435億円、減税規模：37.1億円 平成18年度：在籍件数300,433件、掛金納付額431億円、減税規模：36.8億円 平成19年度：在籍件数293,008件、掛金納付額439億円、減税規模：37.5億円 平成20年度：在籍件数293,158件、掛金納付額462億円、減税規模：39.4億円</p>
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>中小機構の中期計画(平成16年7月-21年3月)では、期間中に8万件の新規加入者を目標としてきたが、実績は目標を超える8万3千件以上であり、政策目標は達成できているものと評価される。</p> <p><参考> 平成16年度：10,832件(計画が7月以降のため4,5,6月除く) 平成17年度：13,545件 平成18年度：15,004件 平成19年度：16,982件 平成20年度：26,923件</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本制度は昭和53年4月1日に発足し、55年度及び60年度に法律の主な改正が行われ、制度の改善が図られた。</p> <p>その際に、共済制度の掛金は、租税特別措置法上で、第28条の特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例及び第66条の11の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例として措置されてきた。</p> <p><昭和53年制度創設> 掛金月額を2万円に定める。 掛金総額の限度額を120万円に定める。 共済貸付の限度額を1,200万円に定める。</p> <p><昭和55年改正> 掛金月額を2万円から5万円に引き上げる。 掛金総額の限度額を120万円から210万円に引き上げる。 共済貸付の限度額を1,200万円から2,100万円に引き上げる。</p> <p><昭和60年改正> 掛金月額を5万円から8万円に引き上げる。 掛金総額の限度額を210万円から320万円に引き上げる。 共済貸付の限度額を2,100万円から3,200万円に引き上げる。</p>	